

フリースクール「もるとれがーと」会員規約

2024年6月1日施行

お申し込みの前に、必ずご確認ください。

本規約は、フリースクール「もるとれがーと」を利用する際に当会と会員との関係に適用するものとします。本規約を承諾の上、当会指定の利用申込書を提出して頂いた時点で、本規約とフリースクール「もるとれがーと」の活動理念に同意したものとみなします。

第1章 団体について第1条（名称）

この団体はフリースクール「もるとれがーと」と称します。（以下、「当会」という。）

第2条（活動の目的）

当会は、不登校の子ども達が様々な体験を通して、自分を知り、自分を好きになって、「楽しい生き方を学ぶ」ことを目的とします。

第3条（活動の目標）

当会は、不登校の子ども達に対して、安心して過ごせる居場所とプログラミング技術修得及び学習機会を提供し、また、様々なイベントを企画することで、自己肯定感を育み、心身の成長に寄与するためのフリースクール事業を行います。
また、保護者を対象とした不登校に関する相談、交流会、講演会等によって、保護者のケアも行うことで、子供達のみならず保護者もサポートしていくことを目標とします。

第2章 会員の入会・休会・退会

第4条（会員資格の取得）

- 当会に入会を希望する個人・団体は、当会の会員規約・理念・免責事項等を了承し、所定の入会手続きを経ることにより会員とみなします。
- 入会対象者は、小学生または中学生とします。

第5条（会費および納入金）

- ご利用料金は、以下のとおりです。

入会金	11,000円(入会時のみのお支払い)
1日	33,000円(毎月のお支払い)
半日	16,500円(毎月のお支払い：午前午後のみのご利用の場合)
延長	1時間まで 550円、2時間まで1,100円(都度の支払)

- 一度納入された入会金及び会費は、ご返金致しません。

第 6 条（入会金及び会費の納入）

1. 入会時に、入会金と当月及び翌月の月謝を現金で支払う物とします。
2. 月々の費用については、会員(保護者)指定のクレジットまたは銀行口座から翌月分を26日に引き落とす物とします。

第 7 条（会員資格の譲渡等）

会員資格を他に譲渡、相続及び名義変更することはできません。利用会員は利用者（生徒）を指定して入会の申し込みをしてください。利用者の名義変更・口数の変更等については、変更の届けをご提出ください。

第 8 条（会員資格期限）

会員資格は、退会するまでとします。

第 9 条（活動の停止・除名等）

当会は、次の各号に該当する場合、会員資格の一定期間停止又は除名することができるものとします。

- ① 3ヶ月以上会費等の支払が滞った場合。
- ② 当会への入会申込み時の内容に虚偽があった場合。
- ③ 本規約、その他当会の活動理念・事項等に反する行為がある、または、ご理解いただけないと判断した場合。

第 10 条（届出事項の変更等）

会員は、氏名・住所・連絡先等が入会手続き時より変更が生じた場合には、速やかに書面・電話・メール等で当会に届け出るものとします。変更の未届けによる当会からの通知等の不備に関する一切の責任は会員が負うものとします。

第 11 条（退会）

退会は、月末までに書面で届け出た場合、翌月末をもって、退会とします。

第 12 条(休会)

原則として休会はできません。ただし、体調不良など、やむを得ない事情で休会する場合は、月末までに書面を届けした場合、翌々月から最大半年間休会できます。

第 3 章 運営について

第 13 条（利用開始日）

当会は申込によりご利用開始日が決まり、ご利用料金が納入されたことを確認後、ご利用開始となります。

第 14 条(活動日と活動時間について)

1. 当会の活動は、当面の間、水曜日と金曜日の午前10時から午後3時までとします。
2. ただし、活動日が祝日、年末年始、大型連休、お盆などに当たる場合、おやすみになります。
3. おやすみになる場合は、やむを得ない場合を除き、事前に告知いたします。
4. 活動の詳細については、別に定めるものとします。

第 15 条(延長)

1. 延長の希望がある場合、原則として前日の17時までに申し込むこととします。
2. 延長は、午前9時から10時までと、午後3時から午後5時までとします。

第 16 条 (活動において使用する教材について)

当会が企画・運営する諸活動において使用する教材等は、原則として当会が推奨する教材をご利用ください。

第 17 条 (活動および利用の制限)

次に該当する会員の活動および利用を禁止・制限するものとします。

- ①伝染又は感染する恐れのある疾病を有する個人
- ②医師等により活動を制限された個人
- ③正常な活動が行えないと当会が判断した個人
- ④不正目的・営利目的で諸活動に参加希望する個人・団体
- ⑤政治活動・宗教活動を目的として諸活動に参加希望する個人・団体
- ⑥暴力団・暴力団の構成団体およびその構成員。もしくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない個人

第 18 条 (免責事項)

1. 当会スタッフおよび利用者は、自らの責任において活動をするものとします。当会での活動にあたりスタッフ一同、細心の注意を払っておりますが、活動中の怪我や事故、持ち込んだ私物の破損や盗難に関しましては、責任を負いかねます。
2. 当会ホームページが紹介している各種情報の最新性、正確性、完全性、有用性、適切性などに努めておりますが、その内容について保証するものではありません。ご利用者様ご自身の責任と判断のもとご利用いただき、万一これらの情報を利用したことによって生じたトラブルや損失、損害等につきましては、当会は責任を負いません。

第 19 条 (個人情報の取り扱い)

当会は、個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する関係諸法令、および個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインを遵守します。

第 20 条 (改訂)

当会は、本規約を必要に応じて改訂することができるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

第 21 条 (その他)

本規約に定めなき事項並びに業務運営上必要な事項は、当会が定めるものとします。

第 22 条 (施行)

本規約は、2024年6月16日より施行いたします。